

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡大について（教育訓練）その1

雇用調整助成金（厚生労働省）

・経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当、教育訓練等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (教育訓練の初日が1月24日から7月23日まで)
	緊急対応期間（4月1日から6月30日までの教育訓練）
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	同左
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日から6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
休業等規模要件 1/20（中小企業）、1/15（大企業）	休業等規模要件を緩和（1/40（中小企業）、1/30（大企業））
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3（中小企業）、1/2（大企業） 加算額1,200円	4/5（中小企業）、2/3（大企業） (解雇等を行わない場合は9/10（中小企業）、3/4（大企業）) 加算額 2,400円（中小企業）、1,800円（大企業）
所定労働時間の全日又は半日（3時間以上で所定労働時間未満） 行われるものであって、その受講日において受講者を業務に就かせないものであること	教育訓練の受講日において受講者を業務に就かせることができる (半日訓練後、半日就労することが可)

○労使間の協定によるものであること

○雇用保険被保険者のみが対象

○助成額は、対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

○半日にわたり訓練を行った場合の日数は0.5日として計算（半日訓練の場合は加算額が半額）

○職業人として共通に必要なもの、就業規則等に基づいて通常行われるもの、法令で義務付けられているもの、転職、再就職や自営のためのもの等は対象外。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修等の実施が難しい状況などから、緊急対応期間においては一部緩和（次項参照）

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡大について（教育訓練）その2

特例以外の場合の雇用調整助成金（教育訓練）

- ※ 以下のような教育訓練は助成金の対象とはならない。
- ① 職業に関する知識、技能または技術の習得または向上を目的としていないもの。
(例：意識改革研修、モラル向上研修、寺社での座禅 等)
 - ② 職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの。
(例：接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修 等)
 - ③ 趣味・教養を身につけることを目的とするもの。
(例：日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等)
 - ④ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの。
(例：講演会、研究発表会、学会 等)
 - ⑤ 通常の事業活動として遂行されることが適当なもの。
(例：自社の商品知識研修、QCサークル 等)
 - ⑥ 当該企業において通常の教育カリキュラムに位置づけられているもの。
(例：入社時研修、新任管理職研修、中堅職員研修、OJT 等)
 - ⑦ 通常の生産ラインにて実施されるものなど、通常の生産活動と区別がつかないものまたは教育訓練過程で生産されたものを販売するもの。
 - ⑧ 法令で義務付けられているもの。
(例：労働安全衛生法関係の教育 等)
 - ⑨ 教育訓練科目、職種等の内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を有する指導員または講師（資格の有無は問わない）により行われないもの。
 - ⑩ 講師が不在のまま自習（ビデオ等の視聴を含む。）を行うもの。
 - ⑪ 転職や再就職の準備を目的とするもの。
 - ⑫ 過去に行った教育訓練を、同一の労働者に実施するもの。
 - ⑬ 海外で行われるもの。
 - ⑭ 外国人技能実習生対して実施するもの。

新型コロナウイルス感染症特例措置 (教育訓練の初日が1月24日から7月23日まで)

緊急対応期間（4月1日から6月30日までの教育訓練）

- ※ 緊急対応期間においては、以下の教育訓練が対象となる。
- ・ 自宅などで行う学習形態の訓練（サテライトオフィス等も可）
※ 左記の②、⑥、⑨、⑩、⑫を緩和
 - ・ 接遇・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修などの職業、職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練
※ 左記の②、⑫を緩和
 - ・ 繰り返しの教育訓練が必要なものについて、過去に行った教育訓練を同一の労働者に実施する訓練（同一の対象期間における再訓練は認められない）
※ 左記の⑫を緩和
 - ・ 自宅等で実施するなど、通常と異なる形態で実施する場合には、その企業において通常の教育カリキュラムに位置づけられている訓練も認められる。
※ 左記の⑥、⑩、⑫を緩和
 - ・ 自宅等でインターネット等を用いた双方向での訓練を実施するなど、通常と異なる形態で実施する場合には、社内において、自社職員である指導員が、一般的に教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有するならば、当該指導員による訓練も認められる。
※ 左記の⑨、⑫を緩和